

## 団体交渉確認書

広島大学と広島大学教職員組合は、55歳を超える職員の昇給抑制に対する代償措置について、誠実に団体交渉を重ねた結果、下記の内容で相互の立場の理解に達したことを確認する。

### 記

1 平成26年1月1日付けの給与制度改正により昇給を抑制される職員については、以下のとおり月例給与及び賞与において、給与制度改正前の内容と比較した場合に生ずることとなる差額（以下「影響額」という。）の相当額を地域手当に加算して支給する。

#### (1) 措置対象者

- ① 平成26年1月1日在職者のうち、平成26年1月1日現在で55歳（技能職本給表の適用職員は57歳）に達している職員
- ② 平成26年1月1日在職者のうち、平成26年1月2日以降55歳（技能職本給表の適用職員は57歳）に達する職員（平成26年4月1日現在で45歳に達している者に限る。）

#### (2) 措置適用時期

- ・ 上記①の職員 平成26年1月1日から適用
- ・ 上記②の職員 55歳（技能職本給表の適用職員は57歳）に達した日以降の最初の1月1日から適用

ただし、以下の職員は除く。

- ・ 平成25年12月31日現在で職務の級の最高号俸を受ける職員又は代償措置を開始する前年の12月31日に職務の級の最高号俸を受けている職員
- ・ 昇給日（1月1日）に平成18年4月から実施中の現給保障額（差額）を適用されている職員（現給保障を継続する場合）

#### (3) 措置方法

月例給与及び賞与の影響額の相当額を支給（本給月額のみ差額を支給）

なお、特定職員（教授等）については、1.5%減額措置の期間中は、当該影響額に対して当該措置を反映する。

2 上記代償措置に係る職員給与規則の改正については、平成26年4月1日施行（平成26年1月1日適用）とすることとし、大学側から改めて提案する。

平成26年1月9日

広島大学理事（財務・総務担当）

平野 仁司

広島大学教職員組合執行委員長

西別府 元日